

目黒保第6979号
令和3年9月10日

保護者 各位

目黒区子育て支援部
保育課長 大塚 浩司
(公印省略)

緊急事態宣言（4回目）の再々延長に伴う保育所における各種取り扱い変更について

日頃より、本区の保育行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。
この度、緊急事態宣言期間が9月30日（木）までに再々延長されました。
つきましては、下記のとおり取り扱いを変更いたしますのでご確認ください。
なお、本通知の取り扱いについては、緊急事態宣言期間の延長等により変更となる場合があります。
皆様にはご負担をおかけいたしますが、今後とも感染拡大予防に向けて一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 保育園の利用開始時期（令和3年7・8・9月入所者向け）

令和3年7・8・9月に入所された方につきましては、9月30日までに一日でも保育園を利用していただくことを原則としていますが、10月30日（土）までに一日でも保育園を利用していただくよう取り扱いを変更します。

なお、10月30日（土）までに一日も保育園を利用しなかった場合は退所となりますのでご注意ください。

2 育児休業の復職時期（令和3年7・8・9月入所者向け）

令和3年7・8・9月に入所された方のうち、育児休業を取得されている方につきましては、9月30日までに復職し、「復職証明書」を提出していただくようご依頼しているところですが、10月31日までに育児休業から復職していただくよう取り扱いを変更します。復職後は復職証明書を11月10日（水）までに保育課保育施設利用係宛てにご提出ください。（郵送可、必着）

なお、既に復職しており、復職証明書を保育課に提出している方につきましては、再提出の必要はございません。ただし、復職証明書を提出した後に復職時期の変更等があった場合は、再度復職証明書をご提出ください。

3 保育料について

令和3年4月分以降の保育料については、登園の有無、日数に関わらず1か月分を徴収します。新型コロナウイルス感染症発生による臨時休園及び児童が陽性、濃厚接触者と特定された場合のみ、減額対応を行います。詳細はホームページをご覧ください。

目黒区ホームページ➡くらし・手続き➡子育て・保育➡保育➡認可保育園等（区が利用調整を行う保育施設）➡認可保育園等の利用申込みのご案内➡認可保育所等の利用者負担額（保育料）

以 上

問合せ先

（上記1・2について） 保育課保育施設利用係 電話：03-5722-9868～9

（上記3について） 保育課保育施設運営係 電話：03-5722-8722